

# 令和8年度診療所承継・開業支援事業概要（案）

令和8年4月17日  
 長野県健康福祉部  
 医師・看護人材確保対策課

## 1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師の確保が困難な地域などを「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

## 2 重点医師偏在対策支援区域

医師偏在指標の区域	二次医療圏	対象市町村
医師少数区域	上小	上田市、東御市、青木村、長和町
	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	木曾	上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町
少数でも多数でもない区域	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
	大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
	長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
医師多数区域	佐久	小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本	麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

※対象外の区域・・・小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、安曇野市

## 3 補助対象者

上記2の重点区域において、令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に保険医療機関である診療所（歯科は除く）を承継又は開業を予定する者。なお、開業については、県内の地域偏在の状況を踏まえ、重点区域のうち医師少数区域に限定する。

対象区分	対象区域
承継	重点医師偏在対策支援区域全域
開業	重点医師偏在対策支援区域のうち <u>医師少数区域</u>

※承継…管理者の変更をもって承継とみなします。

※開業日…保険医療機関として指定を受け、実際に診療を開始する日となります。

#### 4 事業内容等

##### ①設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備支援

対象経費	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器等※の購入費 ※「医療機器」として、高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器の標記がされているものが対象となります。 ※医療機器“等”については、診療に使用する医療機器と不可分な備品を指します。	1か所当たり 16,500千円	1/2

##### ②地域への定着支援事業（運営費）

診療所を継承又は開業する場合の一定期間の地域への定着支援

対象経費	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費※ 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費(単価50万円未満に限る。) 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費	1か所当たり次により算出された額の合計額 (1)ア. 診療日数1～129日 6,200千円+ (71千円×実診療日数) イ. 診療日数130～259日 6,200千円+ (77千円×実診療日数) ウ. 診療日数260日以上 6,200千円+ (87千円×実診療日数) (2)訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	2/3

※「診療収入額及び寄付金その他の収入額」が総事業費を上回る予定の場合、本事業の対象となりません。(赤字部分に対する補助となります。)

※診療を開始した日から令和9年3月31までに掛かる運営に必要な経費が対象となります。承継・開業前に掛かった経費は対象となりません。

#### 5 算定方法

ア 4の基準額と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と、総事業費から寄付金その他収入額(運営費については、診療報酬を含む)を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

#### 6 スケジュール(想定)

令和8年5月11日(月)正午	事業者→県へ事業計画書提出 ※必着
5月12日(火)	県→国へ事業計画提出
7月以降(想定)	国→県へ補助金の内示 県→事業者へ内示 事業者→県へ交付申請 県→事業者へ交付決定
～令和9年3月末	事業者→県へ実績報告書提出 県→事業者へ補助金交付

## 7 留意事項

- ・期限までに事業計画書の提出がない場合は、本事業の対象外となります。
- ・本事業は、長野県地域医療対策協議会及び長野県保険者協議会において支援対象として合意を得た診療所が対象となります。補助事業の活用希望があった事業所及び事業内容については、両協議会において事業計画書等が公表されますので、その旨を同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- ・**「①設備整備事業」は、県からの内示前に売買契約を締結している場合は補助の対象外となります。県からの内示日以降～令和9年3月31までに完了（納品）した事業が対象となります。**
- ・補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。